

確認申請書図書の作成について

株式会社国際確認検査センター

- ① 確認申請図書はA4版ファイル綴じとして下さい。図面等の量が多くなる場合は、意匠・設備・構造に分冊のうえ(ファイル厚さは概ね12cm以下)、背表紙上半分に工事名称を記入して下さい。
図面は縮尺を適正なものとし、図面の種類を明示し、A4サイズに折り、右下に図面名と図面番号が見えるようにして下さい。(副本は正本のコピーでよい)
すべての図面に設計者の記名捺印を確認して下さい。
 - ② 綴じる順番
 - 1) 確認申請書1面～5面
 - 2) 委任状
 - 3) 工事監理者選任届け
 - 4) その他必要な書類の写し(関連法規に関する行政との打ち合わせ記録の写し等)
 - 5) 付近見取り図
 - 6) 図面等(意匠→設備→構造)
 - 7) 認定書の写し等
 - 8) 構造計算が必要な建築物の場合
 - 建築士による構造計算の安全証明書の写し
(構造計算書表紙と安全証明書の写しに構造設計者の割り印をする)
 - 構造計算概要書
 - 構造計算書(プログラムのチェックリスト添付)
 - 認定プログラム利用の場合認定書写し(旧大臣認定でも添付)
 - ・利用者証明書
- ※ 申請書には綴じこまない
- 確認申請書に添付する図書チェックシート
 - 規則第1条の3による表(申請建築物に応じて必要なもの)
 - 申請手数料確認表
 - 建築計画概要書
 - 建築工事届け
 - OCRカード等(申請地により必要となる書類)
 - 浄化槽設置計画書等
 - 消防同意で必要な書類
(消防同意で必要な書類の作成、添付の仕方については各消防担当課と事前に打ち合わせを行って下さい。また、正、副の他消防提出用図書1部が必要な消防もありますので別途各消防にご確認下さい。)
- ③ 構造計算適合性判定が必要な建築物
構造計算適合性判定機関で判定後、適合判定通知書の写し、判定申請書・図書の副本を提出して下さい。
- ④ 計画変更申請の場合
書類の作成については確認申請に準じて下さい。
(建築工事届は棟が増加する場合は添付)
変更項目のリスト及び変更前、変更後の図面を添付し、変更した箇所は着色マークをして下さい。